

社援発 0328 第 28 号  
平成 31 年 3 月 28 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
(公 印 省 略)

「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」の実施について」の一部改正について

社会福祉法人会計監査人設置モデル事業については、標記通知（平成 30 年 3 月 28 日付け社援発 0328 第 6 号本職通知）の別紙「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 31 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実施要綱</b></p> <p>1. 事業の目的</p> <p>平成 31 年度において、会計監査人の設置義務対象法人とならない社会福祉法人に対して、会計監査をモデル的に導入することにより、その導入による課題・メリットを把握・整理するとともに、これらの結果を、関係者に広く周知することを目的とする。</p> <p><u>削除</u></p> <p>2. 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、平成 30 年度決算において、収益 20 億円又は負債 40 億円程度以下であることが見込まれる社会福祉法人とする。</p> <p>なお、本事業の採択に当たっては、次の点を考慮する。</p> <p>(1) 予備調査を実施済みであり、会計監査契約の相手方（監査法人・公認会計士）が決定している社会福祉法人を優先的に対象とする。</p> <p>(2) 平成 29 年度決算において収益 10 億円超である社会福祉法人のうち、収益 10 億円に近い法人を優先的に対象とする。</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実施要綱</b></p> <p>1. 事業の目的</p> <p>平成 30 年度において、会計監査人の設置義務対象法人とならない社会福祉法人に対して、会計監査をモデル的に導入することにより、その導入による課題・メリットを把握・整理するとともに、これらの結果を、関係者に広く周知することを目的とする。</p> <p><u>(参考) 社会福祉法人における会計監査人の導入</u></p> <p><u>平成 29 年度、30 年度は収益 30 億円超（負債 60 億円超）、平成 31 年度、32 年度は収益 20 億円超（負債 40 億円超）。平成 33 年度は収益 10 億円超（負債 20 億円超）。ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成 29 年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討。</u></p> <p>2. 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、平成 29 年度決算において、収益 20 億円又は負債 40 億円程度以下であることが見込まれる社会福祉法人とする。</p> <p>なお、本事業の採択に当たっては、次の点を考慮する。</p> <p>(1) 予備調査を実施済みであり、会計監査契約の相手方（監査法人・公認会計士）が決定している社会福祉法人を優先的に対象とする。</p> <p>(2) 平成 28 年度決算において収益 10 億円超である社会福祉法人のうち、収益 10 億円に近い法人を優先的に対象とする。</p>

(3) これまでに会計監査人による監査及び会計監査人による監査に準ずる監査を実施していない法人を優先的に対象とする。

また、これまでに本事業の補助を行った社会福祉法人については対象としない。

### 3. 事業内容

平成 31 年度において、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）上、会計監査人の設置義務対象とならない社会福祉法人のうち、収益 10 億円超程度の法人を中心に公認会計士又は監査法人による会計監査※をモデル的に実施し、社会福祉法人及び会計監査実施者から、会計監査の実施に当たっての課題・メリット等の報告を受けるものとする。

※ 定款の定めにより会計監査人を設置して実施する会計監査のほか、会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）を含む。

### 4. 国庫補助基準額

1 の社会福祉法人当たり 200 万円の範囲内とする。

なお、200 万円の範囲内で国庫補助の対象となるのは、平成 31 年度中に支出した経費とすること（予備調査に係る経費も同様とする。）。

### 5. その他

(略)

### 追加

また、平成 29 年度に本事業の補助を行った社会福祉法人については対象としない。

### 3. 事業内容

平成 30 年度において、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）上、会計監査人の設置義務対象とならない社会福祉法人のうち、収益 10 億円超程度の法人を中心に公認会計士又は監査法人による会計監査※をモデル的に実施し、社会福祉法人及び会計監査実施者から、会計監査の実施に当たっての課題・メリット等の報告を受けるものとする。

※ 定款の定めにより会計監査人を設置して実施する会計監査のほか、会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）を含む。

### 4. 国庫補助基準額

1 の社会福祉法人当たり 200 万円の範囲内とする。

なお、200 万円の範囲内で国庫補助の対象となるのは、平成 30 年度中に支出した経費とすること（予備調査に係る経費も同様とする。）。

### 5. その他

(略)

(別紙様式)

社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実績報告書

1 及び 2

(略)

3. 会計監査契約期間

平成 31 年〇月〇日～平成 32 年〇月〇日

4 及び 5

(略)

(別紙様式)

社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実績報告書

1 及び 2

(略)

3. 会計監査契約期間

平成 30 年〇月〇日～平成 31 年〇月〇日

4 及び 5

(略)